

## 2019年度インバウンド推進のための二次アクセス強化業務 に係る企画コンペ実施要領

熊本県北観光協議会（以下「協議会」という。）が実施する「インバウンド推進のための二次アクセス強化業務」（以下「委託業務」という。）の委託業者を選定する企画コンペを次のとおり実施する。

本公募は熊本県広域連携プロジェクト（スクラムチャレンジ）推進補助金の交付決定を前提としたものであり、交付決定後に効力を生じる事業である。

### 1 業務の目的及び内容

別紙仕様書のとおり。

なお、この仕様書は委託業務に係る最低限の仕様を示したものである。

### 2 委託期間

委託契約締結日から、令和2年3月5日までとする。

### 3 委託料

9,000,000円を上限とする。

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

※委託料に含まれる消費税及び地方消費税の額は、10%で算定する。ただし、消費税及び地方消費税の額の改定がなかった場合はこの限りではない。

### 4 参加資格等

コンペに参加できる者は、法人または複数法人で構成される団体であること。

また、法人は次に掲げる（1）～（4）の要件を全て満たしていること。

- （1）企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- （2）企画提案書受付期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- （3）企画提案書受付期間において、協議会を構成する4市町及び県から指名停止等の措置を受けていないこと。
- （4）暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。

## 5 委託業者の決定方法

応募者から提出された企画提案書の審査を行い、契約候補者を決定し、契約に関する協議が整った後、委託契約を締結するものとする。

## 6 企画コンペの説明会

企画コンペへの参加を希望する者に対して、次のとおり説明会を開催する。

- (1) 日 時：令和元年6月7日（金）13時～
- (2) 場 所：山鹿市役所402会議室
- (3) 説明内容：事業の趣旨及び仕様等について  
企画提案の手続きについて  
その他留意事項等
- (4) 備 考：会場の都合により、参加者は1事業者につき2名までとする。  
参加希望者は、6月6日（木）12時までに、企画コンペ参加表明書（様式1）末尾の連絡先（以下「連絡先」という。）に、メールにより会社名及び参加者の氏名を連絡すること。  
※質問事項等があれば、併せて記入のこと。

## 7 企画コンペの参加登録

企画コンペへの参加を希望する者は、令和元年6月14日（金）17時までに、参加表明書（様式1）を提出することとする。

## 8 質問と回答

- (1) 説明会以降の質問は、令和元年6月11日（火）17時までに連絡先にメールにより提出する。なお、送信後、電話にて送信した旨の連絡を行うこと。
- (2) 質問があった事項については、質問者のほか参加表明書の提出をした者へメールで回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 9 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
  - ① 企画コンペ参加申込書（様式2）
  - ② 提案説明書（様式3）
  - ③ 企画提案書（様式自由）※下記10「企画提案書の作成方法」参照
  - ④ 委託業務実施スケジュール（様式自由）
  - ⑤ 参考見積書（様式自由）  
※バス等の運行率を含めて提案すること。  
※運行費用については、1便あたりの単価を明示すること。
  - ⑥ その他（責任者や主担当者の類似事業の実績等）
- (2) 提出部数  
9部（うち正本1部）

(3) 提出期限

令和元年6月24日(月) 17時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出場所

〒861-1331

菊池市隈府1272-10

熊本県県北広域本部総務部振興課

(6) プレゼンテーション

日付：令和元年7月5日(金)

場所：山鹿市役所302会議室 ※時間については別途連絡。

## 10 企画提案書の作成方法

(1) 用紙はA4サイズ・両面印刷とする。ただし、図表等の表現の都合上、一部用紙サイズ・印刷方法を変更することは差し支えない。

(2) 企画提案書は図表等を含めて30ページ以内とする。

(3) 提案対象となる業務内容について、次の事項を記載すること。

① 提案事業者の概要

- ・組織体制、経営状況、業務内容等
- ・過去3年度間(平成28年4月1日以降)の行政処分及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故の状況(バス等運行に携わる法人のみ)

② 管理体制等

- ・運行管理体制、車両整備管理体制、事故等緊急時処理体制、苦情処理体制、損害賠償措置等

③ 運行方法

- ・使用する車両等、運行ルート、運行ダイヤ等

④ 予約受付方法等

- ・予約受付期限
- ・運行キャンセル料金及びその発生時期
- ・海外及び国内からの予約方法

⑤ プロモーション方法

- ・バス等利用促進のための具体的なプロモーション方法

⑥ 効果検証の方法

- ・バス等運行に関する効果検証の方法

## 11 受託者の選定方法

10(1)の提出書類及びプレゼンテーションを基に、次のとおり行う。

(1) 事前審査(※参加申込多数の場合のみ行う)

- ① 別に定める審査要領に基づき事前審査(書類審査)を行い、上位5者程度を選定する。

- ② 事前審査結果については、電子メールにて通知する。
- ③ 事前審査の選定基準は以下のとおり。(60点満点)

分類	評価項目	配点
形式評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書の内容に沿った提案となっているか(全体構成)</li> <li>企画提案の提出書類はわかりやすくできているか。(形式審査)</li> </ul>	20点
体制評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務遂行のために必要な実施体制(対応人数、役割分担、責任体制等)がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。(業務遂行体制)</li> </ul>	20点
内容評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容は、具体的かつ明確か。</li> <li>提案内容は、効果的かつ効率的な手法か。</li> <li>提案内容は、実施手順、スケジュール等が明確かつ妥当で実現可能か。また、見積金額は適正か。</li> </ul>	20点

(2) 本審査

- ① 別に定める審査要領に基づき、本審査(プレゼンテーション)を行い、契約候補者を決定する。
- ② 審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。また、事前審査の得点は、本審査に反映しない。
- ③ 本審査結果については、メールおよび書面にて通知する。
- ④ 本審査の選定基準は、以下のとおり。(100点満点)

分類	評価項目	配点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務遂行にあたり、十分な知識・ノウハウや類似業務の受託実績があるか。</li> </ul>	5点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の遂行のために必要な実施体制(対応人数、役割分担、責任体制等)がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。</li> <li>安全な運行が期待できるか。</li> <li>提案内容と比較して見積金額は妥当か。</li> </ul>	20点
運行・予約	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行方法は適切か。</li> </ul>	10点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外からの予約もスムーズに行える仕組みか。</li> </ul>	20点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>予約受付期限は適切か。</li> <li>運行キャンセルの場合のキャンセル料や発生時期等は適切か。</li> </ul>	5点
プロモーション・効果検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的、効率的なプロモーション内容か。</li> </ul>	25点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通訳を含めたサポート体制はできているか。</li> </ul>	10点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者を増やすため具体的かつ適切な提案があるか。</li> </ul>	5点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果検証の方法は適切か。</li> </ul>	5点

## 12 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1) 期限までに提案書を提出しなかった場合
- (2) 本企画コンペに関する条件・提示事項に違反した場合
- (3) 提出された書類の記載事項に虚偽があった場合

## 13 日程

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 企画コンペ説明会       | 令和元年6月 7日 (金) 13時～ |
| (2) 質問提出期限         | 令和元年6月11日 (火) 17時  |
| (3) 参加表明書提出期限      | 令和元年6月14日 (金) 17時  |
| (4) 企画提案書提出期限      | 令和元年6月24日 (月) 17時  |
| (5) 事前審査(書面)       | 令和元年6月27日 (木) まで   |
| (6) 事前審査結果通知       | 令和元年6月28日 (金) まで   |
| (7) 本審査(プレゼンテーション) | 令和元年7月 5日 (金)      |
| (8) 契約候補者の決定       | 令和元年7月上旬           |
| (9) 委託契約の締結        | 令和元年7月下旬           |

## 14 その他

- (1) 提出された提案書等は契約候補者の選定のみに使用する。  
企画提案書の作成に要した費用及びこれに係る附帯作業に関する経費等は企画提案事業者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (3) 企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (4) 企画コンペは、参加者が1者であっても実施する。
- (5) 契約候補者が、必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (6) 委託者と契約候補者は委託業務に係る仕様書について協議し、必要に応じて仕様書を変更した上で委託契約を締結する。なお本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。
- (7) 契約の相手方は、委託者が指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付を要する。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに返還する。
- (8) (7)にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
  - ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証書を提出したとき。
  - イ 契約の相手方が過去2年の間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成1

5年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第87条及び第95条において同じ。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。第87条及び第95条において同じ。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したと証する書類を提出したとき。